

平成25年

上砂川町議会会議録

第3回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

平成25年第3回臨時会

(7月2日)

| | |
|--|---|
| 出席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 議事日程 | 3 |
| 会議録署名議員 | 3 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員指名について | 3 |
| 会期決定について | 3 |
| 議案第32号 上砂川町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約締結 について(原案可決) | 3 |
| 議案第33号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)(原案可決) | 5 |
| 閉会の宣告 | 6 |

出席議員

| 議席 番号 | 氏 名 | 3 臨 |
|----------|---------|------|
| | | 7. 2 |
| 1 | 伊 藤 充 章 | ○ |
| 2 | 川 岸 清 彦 | ○ |
| 3 | 吉 川 洋 | ○ |
| 4 | 齋 藤 勝 男 | ○ |
| 5 | 数 馬 尚 | ○ |
| 6 | 高 橋 成 和 | ○ |
| 7 | 横 溝 一 成 | ○ |
| 8 | 大 内 兆 春 | ○ |
| 9 | 堀 内 哲 夫 | ○ |

説明のため出席した者

| 役 職 名 | 氏 名 | 3 臨 |
|--------------------|---------|------|
| | | 7. 2 |
| 町 長 | 貝 田 喜 雄 | ○ |
| 副 町 長 | 奥 山 光 一 | ○ |
| 教 育 長 | 林 智 明 | ○ |
| 教 育 委 員 長 | 栗 原 順 道 | ○ |
| 監 査 委 員 | 横 林 典 夫 | ○ |
| 監 査 事 務 局 長 | 中 島 隆 行 | ○ |
| 総 務 課 長 | 米 田 淳 一 | ○ |
| 企 画 振 興 課 長 | 飯 山 重 信 | ○ |
| 住 民 課 長 | 渡 辺 修 一 | ○ |
| 福 祉 課 長 | 西 村 英 世 | ○ |
| 税 務 出 納 課 長 | 永 井 孝 一 | ○ |
| 教 育 次 長 | 前 田 厚 | ○ |
| 企 画 振 興 課 技 師 長 | 佐 藤 康 弘 | ○ |

事務局職員出席者

| 職 名 | 氏 名 | 3 臨 |
|-------------|-----------|------|
| | | 7. 2 |
| 議 会 事 務 局 長 | 中 島 隆 行 | ○ |
| 書 記 | 三 上 美 知 子 | ○ |

平成 2 5 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

7 月 2 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 1 6 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
7 月 2 日 1 日間
- 第 3 議案第 3 2 号 上砂川町民センター
・体育センター耐震補強及び大規模
改修工事請負契約締結について
- 第 3 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度上砂川
町水道事業会計補正予算（第 1 号）

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によつて、4 番、斎藤議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○会議録署名議員

4 番 斎 藤 勝 男
5 番 数 馬 尚

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よつて、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 3 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

◎議案第 3 2 号

○議長（堀内哲夫） 日程第 3、議案第 32 号 上砂川町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第 32 号 上砂川町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約締結について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、上砂川町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第32号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

町民センター及び体育センターにつきましては、旧耐震基準で建設されており、平成23年度に実施いたしました耐震診断では、いずれの施設も耐震補強が必要との診断結果が出され、またいずれの施設も建設後30年以上を経過していることから、耐震補強工事とあわせて災害時の対応も含め町民の利便性の向上を図るため大規模改修工事を行うものであります。

町民センター耐震補強工事につきましては、1階西側の旧喫茶室のガラス窓部分に耐震壁と新設と2階大ホールの屋根全面の鉄骨部補強工事を行うもので、大規模改修につきましては耐震補強工事とあわせて外壁と屋上の全面補修のほか、内壁、天井、床の張りかえや塗装を行い、現在の事務室とロビー、中会議室の一部を取り込み、図書室の設置、旧喫茶室スペースを調理室に改修し、公民館機能を町民センターに集約を図り、施設の効率化を図るものであります。

体育センターの耐震補強大規模改修工事につきましては、屋根鉄骨内部と南北方向の壁ブレースの耐震補強工事を行うほか、大規模改修につきましては町民センター同様、外壁、内壁、ロビーの床張りかえや塗装を行うものであります。

また、両施設とも災害時の避難場所となっておりますことから、大型発電機を設置するなど、避難所機能の充実を図るとともに、照明器具につき

ましては全てLED照明とするもので、工事の竣工期限は平成26年1月31日であります。

入札につきましては、三鈷・高橋・増原経常建設共同企業体、西出興業株式会社、株式会社砂子組、株式会社泰進建設滝川本店、株式会社櫻井千田の5社による指名競争入札の方法で去る6月26日に執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、株式会社泰進建設滝川本店で2億8,100万円、西出興業株式会社2億8,080万円、株式会社砂子組で2億8,050万円、株式会社櫻井千田2億8,000万円、三鈷・高橋・増原経常建設共同企業体が2億7,650万円、三鈷・高橋・増原経常建設共同企業体に落札決定したものであります。契約金額は、消費税相当額1,382万5,000円を加えた2億9,032万5,000円であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、上砂川町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修工事。
- 2、工事の場所、上砂川町字上砂川町92番地8。上砂川町字上砂川町127番地7。
- 3、工事の概要、上砂川町民センター・体育センター耐震補強・大規模改修工事。
- 4、竣工期限、平成26年1月31日。
- 5、契約金額、2億9,032円5,000円。
- 6、契約の相手方、三鈷・高橋・増原経常建設共同企業体。代表者、三鈷建設株式会社上砂川支店支店長、吉川聰。
- 7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 上砂川町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第33号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第4、議案第33号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第33号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

（総則）

第1条 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成25年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予定額9,856万9,000円、補正予定額520万円、計1億376万9,000円。

第5項道補助金、補正予定額520万円、計520万円。

（支出）

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億5,074万円、補正予定額520万円、計1億5,594万円。

第2項建設改良費、7,050万円、520万円、7,57

0万円。

平成25年7月2日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第33号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。平成25年度水道事業会計予算実施補正計画書。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入520万円の追加で、1億376万9,000円となります。

5項道補助金520万円の追加で、520万円となります。

1目道補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出520万円の追加で、1億5,594万円となります。

2項建設改良費520万円の追加で、7,570万円となります。

2目配水管整備事業費520万円の追加で、520万円となります。

事項別明細書、3ページ、資本的支出でございます。資本的支出、資本的支出、建設改良費、2目配水管整備事業費520万円の追加で、520万円となります。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。道道芦別砂川線歩道整備に伴う配水管移設工事についてであります。初めに、道の事業であります道道芦別砂川線歩道整備の概要であります。本事業は東鶉、門間宅から文珠東部への交差点、真徳寺までの北側350メートルの歩道整備を行うため物件補償協議を道において進めておりましたが、平成24年度末までに門間宅から丸二物産倉庫までの200メートルについて補償契

約が調いましたので、全区間350メートルのうち補償契約の調いました200メートルについて、道において予算の箇所づけがなされたことから、本年9月から歩道幅2.5メートルの歩道整備に着手することとなったものであります。物件補償契約が調っていない残り150メートルの区間につきましては、補償交渉が難航しておりますが、早期に事業完了するよう道において引き続き補償交渉に鋭意努力していくとこのことであります。この歩道整備工事に伴いまして、この区間に布設されております水道配水管、図面の緑のラインであります。この配水管が支障物件となることから、北側に赤いラインで示しております口径50ミリから100ミリの硬質塩化ビニール管を226.2メートル移設するため工事請負費として520万円を計上するものでございます。

予算書へお戻り願います。続きまして、収入でございませぬ。資本金収入、資本金収入、道補助金、1目道補助金520万円の追加で、520万円となります。建設補助金520万円の計上につきましては、ただいま資本金支出で説明いたしました工事請負費と同額を道の工事補償費を予定するものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けませぬ。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めませぬ。

これより議案第33号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めませぬ。

したがって、議案第33号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成25年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

